

○川南町子どもの医療費助成に関する条例

平成27年6月17日条例第10号

川南町子どもの医療費助成に関する条例

川南町乳幼児の医療費助成に関する条例（平成12年川南町条例第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子育てにかかる負担の軽減を図り、もって子どもの福祉の向上及び健全な発育の促進並びに子どもを生み、育てる環境の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

- 第2条** この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- 2 この条例において「乳幼児」とは、子どものうち、6歳に達する日以後の最初の3月31日までのものをいう。
- 3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- 4 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
 - （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 5 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法に定める被保険者、組合員、加入者及び被扶養者をいう。
- 6 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法の定めるところによる被保険者等に対する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- 7 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の定めるところにより保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- 8 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に定める病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成の対象)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する子ども又は当該子どもの保護者とする。

(1) 町内に住所を有していること。

(2) 被保険者等であること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令等の定めにより国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者でないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、子どもが町外に住所を有する場合で、当該子どもの保護者が町内に住所を有するときは、当該子どもが町内に住所を有するとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなないものとする。

(1) 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和55年川南町条例第4号）第6条に規定する受給資格証を有する者

(2) 川南町重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年川南町条例第7号）第3条に規定する受給資格者証を有する者（乳幼児を除く。）

(3) 前項に該当する者でその住所を有する市区町村において、この条例、川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例又は川南町重度障害者医療費助成に関する条例と同様の条例、規則等による医療費助成の受給者となっているもの

(助成)

第4条 町長は、助成対象者が保険医療機関等において子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から1診療報酬明細書につき1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、当該子どもが乳幼児である場合には、300円を控除した額を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、薬局に係るものについては、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

3 前2項の規定による助成に当たっては、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の定めによる規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(助成の方法)

第5条 助成の方法は、原則として保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべ

き額を当該保険医療機関等に支払う方法により行うものとする。この場合において、町長は、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、県外における保険医療機関等の受診その他の理由により一部負担金又は医療費の全額を負担した場合の助成の方法は、規則で定めるところによる助成対象者の申請に基づき、精算払いにより行うものとする。

3 前項の申請は、一部負担金又は医療費の全額を負担した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(受給資格証)

第6条 この条例による助成対象者は、規則の定めるところにより受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

2 助成対象者は、保険医療機関等において保険給付を受ける場合（前条第2項に規定する場合を除く。）は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第7条 助成対象者は、前条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合、速やかに町長に届け出なければならない。

2 助成対象者は、助成期間の終了又は転出その他の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに町長に受給資格証を返納しなければならない。

3 助成対象者は、第4条に規定する助成の事由が第三者の行為によって生じたものである場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、支給事由が第三者行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の川南町子どもの医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療等に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例の規定による改正前の川南町乳幼児の医療費助成に関する条例第5条の規定により受給資格の登録を現に受けていた者は、新条例第6条の規定により登録を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定による者を除き、施行日に新条例第3条第1項各号の規定を満たす子どもについては、新条例第6条の規定により登録を受けたものとみなす。ただし、新条例第3条第2項の規定により町内に住所を有するとみなされる者は、除くものとする。

(準備行為)

- 5 新条例第6条の規定による受給資格証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正)

- 6 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

改正

平成28年3月31日規則第17号

川南町子どもの医療費助成に関する条例施行規則

川南町乳幼児の医療費助成に関する規則（平成12年川南町規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、川南町子どもの医療費助成に関する条例（平成27年川南町条例第10号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（受給資格の登録）

第3条 条例第6条第1項の規定により受給資格の登録及び受給資格証の交付を受けようとする助成対象者は、子ども医療費受給資格登録兼受給資格証交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請に当たっては、社会保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）を町長に提示しなければならない。

（受給資格の登録事項）

第4条 前条の受給資格の登録事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）子どもの住所、氏名、性別及び生年月日
- （2）子どもに係る被保険者証等の記載事項
- （3）その他町長が必要と認める事項

（受給資格証の交付）

第5条 町長は、第3条第1項の規定により申請があった場合において、条例第3条の助成対象者に該当すると認め、受給資格の登録を行ったときは、乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証（様式第2号）を、その他の子どもにあつては子ども医療費受給資格証（様式第3号）を交付するものとする。ただし、現に受給資格の登録を受けている子供が乳幼児からその他の子どもになったときは、直ちに当該子どもに係る助成対象者に対し子ども医療費受給資格証を交付するものとする。

2 第8条第1項に規定する届出があった場合において、引き続き条例第3条の助成対象者に該当

すると認めるときは、変更後の受給資格証（条例第6条第1項に規定する受給資格証をいう。以下同じ。）を交付するものとする。

3 助成対象者は、受給資格証の紛失又は破損若しくは汚損等の理由により、受給資格証の再交付を受けようとするときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様式第4号）により申請するものとする。この場合において、町長は、再交付が必要と認めるときは、受給資格証を再交付するものとする。

4 前項の場合において、助成対象者は、再交付を受けようとする理由が受給資格証の破損又は汚損によるときは、当該破損又は汚損した受給資格証を添付するものとする。

（助成の申請）

第6条 条例第5条第2項の規定による助成を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成申請書兼請求書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、保険医療機関等が発行する領収書を添えたときは、子ども医療費助成申請書の保険診療額領収証明欄を省略することができる。

（助成金の交付）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査が終った日の属する月の翌月末までに助成対象者に助成金を交付するものとする。

（届出等の義務）

第8条 条例第7条第1項の規定による届出は、子ども医療費受給資格登録変更届兼受給資格証変更交付申請書（様式第6号）により、行うものとする。この場合において、登録内容の変更が被保険者証等に係るものであるときは、第3条第2項の規定を準用するものとする。

2 条例第7条第2項の規定による受給資格証の返納は、受給資格証を添えて子ども医療費受給資格証返納届（様式第7号）を提出することにより行わなければならない。ただし、第5条第1項後段に規定する乳幼児からその他の子どもになった場合及び助成期間が終了した場合において、受給資格証を返納するときは、子ども医療費受給資格証返納届の提出を省略できるものとする。

（関係簿冊）

第9条 町長は、子ども医療費助成の適正な運用を期するため、子どもの医療費助成に係る台帳を作成し、常に整理しておくものとする。この場合において、台帳は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体により整理できるものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 受給資格証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

様式第1号 (第3条関係)

子ども医療費受給資格登録兼受給資格証交付申請書

年 月 日

川南町長 様

申請者 (保護者)	住 所										
	氏 名	印 (子どもとの続柄) ※氏名を自署した場合は、押印を省略できます。									
	個人番号										

川南町子どもの医療費助成に関する条例（平成27年川南町条例第10号）に基づき子どもの医療費助成を受けたいので、川南町子どもの医療費助成に関する条例施行規則（平成27年川南町規則第14号）第3条第1項の規定により、下記のとおり子どもの医療費助成に係る受給資格の登録及び受給資格証の交付を申請します。

記

子 ど も	ふりがな											男 ・ 女	生年月日 年 月 日
	氏 名												
	個人番号												
	住 所												
医 療 保 険	保険種別												
	被保険者証等の記号・番号												
	保険者名												
	付加給付	有 ・ 無											
備 考													

様式第2号（第5条関係）

(表面)

乳幼児医療費受給資格証			
受給者番号			
乳 幼 児	氏名		
	生年月日	年	月 日生
	住所	川南町	
有効期間		年	月 日から 年 月 日まで
交付年月日		年	月 日
発行機関名 及び印		宮崎県 川南町長 印	
自己負担額		1診療報酬明細書につき 300円	
公費負担者番号		8	1 4 5 0 7 1 0

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、子ども医療費の給付を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等で乳幼児が治療を受ける場合は、その窓口で被保険者証（又は組合員証）とともにこの証を必ず提出してください。
- 3 保険医療機関等（薬局を除く。）及び保険者ごとに、入院及び入院外についてそれぞれ1月1診療報酬明細書につき300円を負担してください。
- 4 未熟児養育医療その他の公費負担医療において自己負担額を支払った場合も助成の対象となりますので、助成申請を行ってください。
- 5 医療保険の給付対象とならないものは、本人の負担となります。
- 6 助成後に保険者から支給された高額療養費・付加給付は、川南町へ納付してください。
- 7 乳幼児又は保護者について受給資格の登録内容に変更があった場合は、変更の手続きをしてください。
- 8 助成期間終了、転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに返納してください。

電話 — —

(表面)

子ども医療費受給資格証				
受給者番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年	月	日生
	住所	川南町		
有効期間		年	月	日から
		年	月	日まで
交付年月日		年	月	日
発行機関名 及び印		宮崎県 川南町長 印		
自己負担額		1診療報酬明細書につき 1,000円		
公費負担者番号		8	1	4
		5	0	7
		1	0	

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、子ども医療費の給付を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等で子どもが治療を受ける場合は、その窓口で被保険者証（又は組合員証）とともにこの証を必ず提出してください。
- 3 保険医療機関等（薬局を除く。）及び保険者ごとに、入院及び入院外についてそれぞれ1月1診療報酬明細書につき1,000円を負担してください。
- 4 自立支援医療その他の公費負担医療において自己負担額を支払った場合も助成の対象となりますので、助成申請を行ってください。
- 5 医療保険の給付対象とならないものは、本人の負担となります。
- 6 助成後に保険者から支給された高額療養費・付加給付は、川南町へ納付してください。
- 7 子ども又は保護者について受給資格の登録内容に変更があった場合は、変更の手続きをしてください。
- 8 助成期間終了、転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに返納してください。

電話 — —

子ども医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

川南町長 様

申請者 (保護者)	住所	
	氏名	印 (子どもとの続柄) ※氏名を自署した場合は、押印を省略できます。

子どもの医療費助成に係る受給資格証の再交付を受けたいので、川南町子どもの医療費助成に関する条例施行規則（平成27年川南町規則第14号）第5条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

受給者番号				
子 ど も	ふりがな	-----		男・女
	氏名			生年月日 年 月 日
	住所			
医 療 保 険	保険種別			
	被保険者証等の記号・番号			
	保険者名			
	付加給付	有 ・ 無		
再交付の理由		<p>該当する番号に○をつけてください。</p> <p>1 紛失</p> <p>2 汚損・破損</p> <p>3 その他 ()</p>		
備 考				

様式第5号（第6条関係）

子ども医療費助成申請書兼請求書

年 月 日

川南町長 様

申請者 (保護者)	住所	
	氏名	印 (子どもとの続柄)

下記の子どもの医療費に係る助成を精算払による方法で受けたいので、川南町子どもの医療費助成に関する条例（平成27年川南町条例第10号）第5条第2項の規定により、申請します。併せて、下記の申請額を請求します。

記

申 請 額		円	受給者番号	
子 ど も	保 険 名		保 険 証 記 号 番 号	
	氏 名		男・女	生年月日 年 月 日
保険診療（調剤）額領収証明				
入 く だ さ い。 こ の 欄 は 、 医 療 機 関 及 び 調 剤 薬 局 で 御 記	診 療 月	年 月 分	区 分	入院・入院外・歯科・調剤
	診 療 実 日 数	日	左記の金額を受領しました。 医療機関等の	
	診 療 報 酬 点 数	点	所在 名称	
	一 部 負 担 金 受 領 額	円	氏名 印	
	調 剤 実 日 数	日	左記の金額を受領しました。 調剤薬局の	
	調 剤 報 酬 点 数	点	所在 名称	
	一 部 負 担 金 受 領 額	円	氏名 印	

請求に係る 振込先口座	金 融 機 関			
	預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人			

様式第6号（第8条関係）

子ども医療費受給資格登録変更届兼受給資格証変更交付申請書

年 月 日

川南町長 様

申請者 (保護者)	住 所										
	氏 名	印 (子どもとの続柄) ※氏名を自署した場合は、押印を省略できます。									
	個人番号										

子どもの医療費助成に係る受給資格の登録内容に変更が生じたので、川南町子どもの医療費助成に関する条例（平成27年川南町条例第10号）第7条第1項及び川南町子どもの医療費助成に関する条例施行規則（平成27年川南町規則第14号）第5条第2項の規定により、下記のとおり変更内容を届け出、併せて、変更後の受給資格証の交付を申請します。

記

受 給 者 番 号											
		変 更 前					変 更 後				
子 ど も	ふりがな	-----									
	氏 名										
	個 人 番 号										
	住 所										
医 療 保 険	保 険 種 別										
	被保険者証等の 記号・番号										
	保 険 者 名										
	付 加 給 付	有 ・ 無					有 ・ 無				
変 更 年 月 日		年 月 日から									
備 考											

子ども医療費受給資格証返納届

年 月 日

川南町長 様

申請者 (保護者)	住所	
	氏名	印 (子どもとの続柄) ※氏名を自署した場合は、押印を省略できます。

川南町子どもの医療費助成に関する条例（平成27年川南町条例第10号）第7条第2項の規定により、下記のとおり下記の子どもの医療費助成に係る受給資格証を返納します。

記

受給者番号			
子ども	ふりがな		男・女 生年月日 年 月 日
	氏名		
	住所		
返納の理由	該当する番号に○をつけてください。 1 転出 2 死亡 3 その他 ()		
備考			

川南町子どもの医療費助成事業における宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金申請に係る事務取扱要領

平成31年1月21日
川南町福祉課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱（昭和49年4月1日。以下「県要綱」という。）に基づく補助金の交付申請に係る事務に必要な事項を定めるものとする。

(所得の確認)

第2条 町は、県要綱第2条別表に規定する補助金を算定するため、3歳以上の乳幼児の保護者（第4条において「保護者」という。）の所得の確認（以下「所得確認」という。）を行うこととする。

(所得確認の時期)

第3条 前条の所得確認を行う時期は次のとおりとする。

(1) 該当乳幼児が3歳に達する日の属する月の翌月

(2) 毎年6月

(3) 川南町子どもの医療費助成に関する条例施行規則（平成27年規則第14号。以下「規則」という。）第3条の規定による提出があった月の翌月

(所得確認に係る同意)

第4条 保護者が規則第3条の規定による提出を行う際には、所得確認を行うことに関して同意を得るものとする。

(所得確認の方法)

第5条 所得確認の方法は、次のいずれかによるものとする。

(1) 課税台帳等による確認

(2) 市区町村等関係機関への所得の照会による確認

(所得に関する情報の取扱い)

第6条 所得確認に使用した所得に関する情報は、補助金交付申請に係る書類とともに整備し、該当年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要領は、施行日から適用する。